

採点項目表〔完成〕 監督員

建築用

起工番号

工事名

1 施工体制

I. 施工体制一般

[監督員]

不要 YES NO

- | | | | | |
|----|--|--|--|--|
| 1 | | | | 作業分担と責任の範囲が明確化されている。 |
| 2 | | | | 有資格者を適正に配置している。 |
| 3 | | | | 品質証明の資料が確認でき、品質証明の確認時期・確認事項が工事全般にわたり、よく把握されている。
(解体工事は不要) |
| 4 | | | | 工事カルテの登録が適切に行われている。(500万円以上) |
| 5 | | | | 建退共制度に基づき、証紙の購入、作業員への説明、配布等が適切に行われている。 |
| 6 | | | | 施工体制台帳及び施工体系図が整備され、施工体系図が現場に掲げられている。 |
| 7 | | | | 施工計画書等と現場の施工体制等が一致している。 |
| 8 | | | | 工事現場に応じた人員、機械等の配置が適正になされている。 |
| 9 | | | | 施工工程の中で指摘事項がなかったか、または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 |
| 10 | | | | 建設廃棄物処理計画が事前に提出された。 |
| 11 | | | | 工事看板を適所に不備なく設置した。 |
| 12 | | | | 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に監督員或いは監理者の承諾を得ている。 |
| 13 | | | | 建設業許可票、労災保険、建退共などの標識を設置している。 |
| 14 | | | | マニフェスト(D表)の写し等が工期内に提出された。 |
| 15 | | | | 設計図書等で指示した書籍等が現場事務所等に備え付けてある。 |
| 16 | | | | 現場会議に現場代理人等が出席している。 |
| 17 | | | | 指示事項等がよく行き届いている。 |
| 18 | | | | その他() |

II. 配置技術者等（現場代理人等）

[監督員]

不要 YES NO

- | | | | | |
|----|--|--|--|---|
| 1 | | | | 現場代理人として、工事全体の把握が出来ている。 |
| 2 | | | | 現場代理人として、監督職員との連絡調整や打ち合わせを密に行っている。 |
| 3 | | | | 書類整理、資料整理が適切に行われている。 |
| 4 | | | | 工夫や提案を持って工事を進めている。 |
| 5 | | | | 契約書、設計図書等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。 |
| 6 | | | | 設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応している。 |
| 7 | | | | 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 |
| 8 | | | | 部下や下請の施工体制、施行状況を把握している。 |
| 9 | | | | 工夫又は提案により品質、出来形、出来栄の向上に努めている。(解体工事は不要) |
| 10 | | | | 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 |
| 11 | | | | 主任技術者(監理技術者でも可)を選任し、現場に専任で配置している。
(請負金額が3500万円未満(建築一式の場合は7000万円未満)は不要) |
| 12 | | | | 監理技術者を選任し、現場に専任で配置している。
(下請契約の請負金額が4000万円未満(建築一式の場合は6000万円未満)は不要) |
| 13 | | | | 施工工程の中で指摘事項がなかったか、又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 |
| 14 | | | | その他() |

2 施工状況

I. 施工管理

[監督員]

不要 YES NO			
1			設計図書の照査を行い施工がなされている。
2			施工計画書、承認時、施工図等と現場施工方法が一致している。
3			施工計画書、承認時、施工図等と現場の施工体制等が一致している。
4			施工計画書、承認時、施工図等の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
5			工事機器材の使用及び調達計画が十分なされ管理されている。
6			品質確保のための対策がみられる。(解体工事は不要)
7			日常の出来形管理が適時、的確に行われている。(解体工事は不要)
8			日常の品質管理が適時、的確に行われている。(解体工事は不要)
9			現場内での整理整頓が日常的になされている。
10			使用機器材等の品質保証書等が適切に整理されている。
11			工事記録写真等が適切に整備されている。
12			現場での作業環境の向上に取り組んでいる。
13			段階確認及びその報告が適時、的確になされている。
14			建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。
15			低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
16			施工管理チェックで指摘事項が無かったか、又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
17			その他()

3 出来形及び出来ばえ

I. 出来形

[監督員]

1 建築工事(新築・改築)・(改造・改修)・屋外整備工事・建築関係専門工事[解体工事を除く]

不要 YES NO			
1			出来形管理図、又は出来形管理表等が適切にまとめられており、きちんと確認できる。
2			出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
3			設計図書等に基づき、適切に管理している。
4			写真管理が、適切になされている。
5			出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
6			出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
7			その他()

1 建築工事(解体)

不要 YES NO			
1			工程に応じ、安全衛生管理上の重点項目を定め、安全衛生管理を計画的に行っている。
2			作業を安全に進めるために、関係者の役割分担が明確にされている。
3			設計図書等に基づき、適切に管理している。
4			現場付近の工事前後の状況が写真等に記録されており、確認できる。
5			各種作業の施工内容を正確に把握し、無理のない工程計画作成に努めている。
6			災害防止のための仮設(足場、防護施設等)が精度良く施工され、適切に維持管理されている。
7			その他()

Ⅱ. 品質

[監督員]

1 建築工事(新築・改築)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|----------------------------|
| 1 | | | | 品質管理の方法が明確で、品質確保に努めている。 |
| 2 | | | | 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 |
| 3 | | | | 材料の品質証明が適切である。 |
| 4 | | | | 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 |
| 5 | | | | 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 |
| 6 | | | | 不可視部分の写真記録が適切である。 |
| 7 | | | | その他() |

(仕上工事)

不要 YES NO

- | | | | | |
|----|--|--|--|----------------------------|
| 8 | | | | 品質管理方法が明確で品質確保に努めている。 |
| 9 | | | | 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 |
| 10 | | | | 材料の品質管理が適切である。 |
| 11 | | | | 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 |
| 12 | | | | 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 |
| 13 | | | | その他() |

1 建築工事(改造・改修)・屋外整備工事・建築関係専門工事[解体工事を除く]

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|-----------------------------|
| 1 | | | | 品質管理方法が明確である。 |
| 2 | | | | 施工計画書等に定められた品質計画により管理されている。 |
| 3 | | | | 材料の品質証明が適切である。 |
| 4 | | | | 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 |
| 5 | | | | 品質・形状が適切で良好な施工である。 |
| 6 | | | | その他() |

1 建築工事(解体)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 1 | | | | 施工計画において、分別解体の方法・手段が明確に表現されている。 |
| 2 | | | | 建設副産物が現場内において、適切に分類・整理されている。 |
| 3 | | | | 交通誘導員を適切に配置し、工事用車両出入口付近の安全確保に努めている。 |
| 4 | | | | 現場付近における歩行者の安全通行の確保が適切になされている。 |
| 5 | | | | 騒音規制法、振動規制法により定められた基準値及び時間帯の範囲内で、適切に工事が行われている。 |
| 6 | | | | 粉塵等の飛散防止のため、散水等を適切に行っている。 |
| 7 | | | | 工事範囲外の部分に生じた汚損の復旧が迅速に行われている。 |
| 8 | | | | その他() |

1 植栽工事			
不要 YES NO			
1			植栽用客土は植物の生育に適した(小石、ゴミ、雑草等を含まない)良質土を使用している。
2			活着の管理が適正に行われている。
3			樹木等に損傷等がなく、保護養生が適切に行われている。
4			樹木等の生育に害がある物は除去されている。
5			余剰枝の剪定、整枝、その他必要な手入れが行われている。
6			肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。
7			不可視部分の写真記録が適切である。
8			その他()

1 電気設備工事(電気設備、昇降機設備、構内交換機設備、テレビ電波障害防除工事等)			
不要 YES NO			
1			機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
2			製造所による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
3			その他()
(施工)			
不要 YES NO			
4			品質計画による品質管理記録が整備されている。
5			施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。
6			施工完了時の試験及び記録が適切である。
7			機能の適切性が確認できる、試験運転等の記録が整備されている。
8			不可視部分の写真記録が適切である。
9			その他()

1 機械設備工事(空調設備、給排水衛生設備、ガス、さく井、尿尿浄化槽等)			
不要 YES NO			
1			機材の品質及び形状が、設計図書に適合する証明書、承諾書、検査合格書等が整備されている。
2			製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書、承諾書、検査合格初等が整備されている。
3			その他()
(施工)			
不要 YES NO			
4			品質計画による品質管理記録が整備されている。
5			施工に品質及び形状が適切で良好な施工である。
6			施工完了時の試験及び記録が適切である。
7			機能の適切性が確認できる、試験運転等の記録が整備されている。
8			不可視部分の写真記録が適切である。
9			その他()

採点項目表〔完成〕係長

建築用

起工番号

工事名

2 施工状況

Ⅱ. 工程管理

[係長]

不要 YES NO

- | | | | | |
|----|--|--|--|---|
| 1 | | | | 工程の管理を適切に行っている。 |
| 2 | | | | 工程短縮に向け努力した。 |
| 3 | | | | 現場条件変更への対応が早かった。 |
| 4 | | | | 地元調整(入居官署等を含む)を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。 |
| 5 | | | | 休日をきちんと確保している。 |
| 6 | | | | 夜間や休日の作業が少なく、特に問題なく工期内に完成した。 |
| 7 | | | | 現場での工程管理を詳細工程表などにより、日常的に把握している。 |
| 8 | | | | 他工事との工程調整を積極的に行っている。 |
| 9 | | | | 工程管理チェックで指摘事項がなかったか、又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 |
| 10 | | | | その他() |

Ⅲ. 安全対策

[係長]

不要 YES NO

- | | | | | |
|----|--|--|--|--|
| 1 | | | | 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、活動内容の記録が整備されている。 |
| 2 | | | | 安全パトロールを実施し、記録が整備されている。 |
| 3 | | | | 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り是正報告している。 |
| 4 | | | | 危険予防ミーティング等を実施し、記録を整備している。 |
| 5 | | | | 新規入場者教育を実施し、記録が整備されている。 |
| 6 | | | | 安全管理の臨機の措置を行った。 |
| 7 | | | | 過積載防止に努めている。 |
| 8 | | | | 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。 |
| 9 | | | | 重機操作に際して、誘導員配置、行動範囲指示、分離措置が適切になされている。 |
| 10 | | | | 作業中の作業員の安全に気配りしていた。 |
| 11 | | | | 足場や仮囲いの定期点検が実施されている。(解体工事は不要) |
| 12 | | | | 工事現場における安全標識、保安設備等の整備・設置・管理が的確である。 |
| 13 | | | | 安全対策チェック等で指摘事項がなかったか、又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 |
| 14 | | | | その他() |

Ⅳ. 対外関係

[係長]

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 1 | | | | 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と折衝及び調整し、トラブルの発生がない。 |
| 2 | | | | 工事施工にあたり地元との適切な折衝及び調整を行った。 |
| 3 | | | | 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 |
| 4 | | | | 道路、近隣建物等周辺の環境に配慮して施工した。 |
| 5 | | | | 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に支障がなかった。 |
| 6 | | | | 対外関係のチェックの中で指摘事項がなかったか、又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 |
| 7 | | | | その他() |

※1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、得意な技術を要する必要があった技術を評価するものである。なお、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

☐ 該当なし。

I 施工規模の大きさへの対応

- ☐ 1. 対象構造物の高さ、施工面積等の規模
- ☐ 2. 対象構造物の形状の複雑さ
- ☐ 3. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説明

(

II 構造物の固有の難しさへの対応

- ☐ 4. 対象構造物の耐震レベル
- ☐ 5. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事
- ☐ 6. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説明

(

III 技術固有の難しさへの対応

- ☐ 7. 工種及び工法の特異性
- ☐ 8. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用
- ☐ 9. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説明

(

IV 厳しい自然・地盤条件への対応

- ☐ 10. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)
- ☐ 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況
- ☐ 12. 工事用道路・作業スペース等の制約
- ☐ 13. 雨・雪・風・気温等の影響
- ☐ 14. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説明

(

V 厳しい周辺環境等、社会条件への対応

- ☐ 15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物
- ☐ 16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・
供用中の道路・架空線・建物等の近接物
- ☐ 17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
- ☐ 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
- ☐ 19. 生活道路を利用して資機材搬入等の工事
用道路の制約
- ☐ 20. 現道上で、特に交通規制及びその処理が
伴う作業
- ☐ 21. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、
廃棄物処理等
- ☐ 22. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説明

(

VI 施工現場での対応

- ☐ 23. 災害等での臨機処置
- ☐ 24. 施行状況(条件)の変化に対応した施行・
工法等の外来者・通行人等の動線
- ☐ 25. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説明

(

VII その他

- ☐ 26. その他、施工及び工法等の優れた技術力
及び能力として、評価する必要がある事項

※レマークの項目の評価内容の説明

(

・(具体的な工事技術力項目及び工事事例)

・地上5階以上の建物かつ高さ31mを超える建物

・地下1階以上の建物

・大空間等のホール等を有する建物

・研究所等、特殊設備・機能の有る建物

・機械・電気設備工事における大規模又は特殊なシステム

)

・建築工事で「官庁施設の総合耐震計画基準」(14頁参照)においてI類
及びA類(病院、消防施設等の防災拠点施設)に属する工事

・電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工
事(防災拠点施設等)

・機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工
事(防災拠点施設等)

・耐震及び免震構造の工事

・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを
行った工事

・仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事

・休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事

)

・施工場所や構造物の特異性に対処するための新技術、新工法を採用し
た工事

・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的な
検討が必要な工事

・その他特殊な工法及び材料等を用いた工事等

・特殊な設備システムを採用した工事等

・実績の少ない設備を含む工事

)

・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工
法が必要な工事

・冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温
度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制
約を受けた工事

・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべ
き技術があると評価された工事

)

・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事

)

・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事

・大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事

・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべ
き技術があると評価された工事

)

・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事

)

・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工
事

)

・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術

)

5 創意工夫

[係長]

施工方法、品質管理、安全対策、施工管理、などにおいて、よい提案に基づき実施した事項を記入すること。

☐ 該当なし。

【準備、後片付け関係】

- ☐ 1. 測量・位置出しにおける工夫
- ☐ 2. 現地調査方法の工夫
- ☐ 3. 後片付け、清掃における工夫
- ☐ 4. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説

)

【施工方法】

- ☐ 5. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
- ☐ 6. 工事加工製品等を活用し、副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み
- ☐ 7. 土工事、事業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
- ☐ 8. 電気工事等の配線、配管等での工夫
- ☐ 9. 部材・機材等の運搬・配管等を含む施工方法に工夫
- ☐ 10. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫
- ☐ 11. 照明・視界確保等の工夫
- ☐ 12. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫
- ☐ 13. 運搬車両・施工機械等の工夫
- ☐ 14. 支保工、型枠工、足場工及び仮棧橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫
- ☐ 15. 施工管理及び品質向上等の工夫
- ☐ 16. プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫
- ☐ 17. 改修工事における仮設施工の工夫
- ☐ 18. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説

)

【品質管理】

- ☐ 19. 集計ソフト等の活用と工夫
- ☐ 20. 躯体工事の品質管理の工夫
- ☐ 21. 材料の検査試験に関する工夫
- ☐ 22. 施工の検査試験に関する工夫
- ☐ 23. 品質記録方法の工夫
- ☐ 24. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説

)

【安全対策】

- ☐ 25. 安全仮設等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)
- ☐ 26. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
- ☐ 27. 現場事務所、労働者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫
- ☐ 28. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び防塵防止策や作業中の換気等の工夫
- ☐ 29. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫
- ☐ 30. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫
- ☐ 31. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
- ☐ 32. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説

)

【施工管理】

- ☐ 33. 出来形管理等に関する工夫
- ☐ 34. 施工計画書及び写真記録等に関する工夫
- ☐ 35. 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫
- ☐ 36. CAD、施工管理ソフト、度量感知システム等の活用
- ☐ 37. その他(理由:

※レマークの項目の評価内容の説

)

【その他】

- ☐ ()
- ☐ ()

※レマークの項目の評価内容の説

)

採点項目表〔完成〕課長

建築用

起工番号

工事名

2 施工状況

Ⅱ. 工程管理

[課長]

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|---------------------------------|
| 1 | | | | 工期的な制約がある中で、特に問題もなく工事を完成させた。 |
| 2 | | | | 適切な工程調整を行い、トラブルを回避した。 |
| 3 | | | | 地元調整を適切に行い、苦情にも適切に対応した。 |
| 4 | | | | トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 |
| 5 | | | | 適切な人員管理と工程管理を行った。 |
| 6 | | | | 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 |
| 7 | | | | その他(理由: |

)

Ⅲ. 安全対策

[課長]

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|----------------------------|
| 1 | | | | 建設労働災害、公衆災害防止に良く務めている。 |
| 2 | | | | 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 |
| 3 | | | | 安全衛生管理活動が活発で、他の模範となっている。 |
| 4 | | | | 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 |
| 5 | | | | 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 |
| 6 | | | | 安全職場実現への取組みが評価されている。 |
| 7 | | | | その他(理由: |

)

6 社会性

Ⅰ. 地域への貢献等

[課長]

《各種事例》

- | | |
|--|--|
| | 河川等の環境保全を具体的に実施した。 |
| | 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、動・植物への保護等を具体的に対策した。 |
| | 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 |
| | 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 |
| | 災害時に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 |
| | その他(理由: |

)

- | | | |
|--|---|--------|
| | a | 良く貢献した |
| | b | 多少貢献した |
| | c | 特になし |

措 置 内 容

	1. 指名停止3ヶ月以上
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	5. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、軽微なため処分がなかった場合
	6. 項目該当なし

①本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する

③「工事関係者」とは②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提示した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承諾を行った。
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請け、技術者の専任違反等。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請け代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。

※本評価項目で評価する事例は「当工事の施工にあたり、工事関係者が事故または法令違反等で下記の措置があった場合」に適用する。

(※印をつけた項目は主に現場検査時に確認できるもの)

2 施工状況

I. 施工管理

[検査員]

不要 YES NO

- | | | | | |
|----|--|--|--|---|
| 1 | | | | 設計図書の照査を行い施工がなされている。 |
| 2 | | | | 施工計画書等と現場施工方法が一致している。 |
| 3 | | | | 工事機器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 |
| 4 | | | | 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。(解体工事の場合は不要) |
| 5 | | | | 見本又は工事記録写真等の整理に工夫が見られる。(解体工事の場合は不要) |
| 6 | | | | 段階確認等が適時、的確になされている。 |
| 7 | | | | 工事記録の整備が適時、的確になされている。 |
| 8 | | | | 建設廃棄物、リサイクルへの取組みが適切になされている。 |
| 9 | | | | 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 |
| 10 | | | | 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 |
| 11 | | | | 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 |
| 12 | | | | 品質管理体制が確立され、有効に機能している。(解体工事の場合は不要) |
| 13 | | | | 施工計画書等が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものになっている。 |
| 14 | | | | 工事の関係書類及び資料整理が良い。 |
| 15 | | | | 設計図書等に基づき、適切に管理している。 |
| 16 | | | | その他() |

3 出来形品質及び出来ばえ

I. 出来形

[検査員]

1 建築工事(新築・改築)・改造・改修・屋外整備工事・建築関係専門工事[解体工事を除く]

不要 YES NO

- | | | | | |
|--|--|--|--|-----------------------------------|
| | | | | 出来形管理図又は出来高形理表が適切にまとめられており、確認できる。 |
| | | | | 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 |
| | | | | 設計図書等に基づき、適切に管理している。 |
| | | | | 写真管理が、適切になされている。 |
| | | | | 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 |
| | | | | 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 |
| | | | | その他() |

1 建築工事(解体)

不要 YES NO

- | | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | 工程に応じ、安全衛生管理上の重点項目を定め、安全衛生管理を計画的に行っている。 |
| | | | | 作業を安全に進めるために、関係者の役割分担が明確にされている。 |
| | | | | 設計図書等に基づき、適切に管理している。 |
| | | | | 現場付近の工事前後の状況が写真等に記録されており、確認できる。 |
| | | | | 各種作業の施工内容を正確に把握し、無理のない工程計画作成に努めている。 |
| | | | | 災害防止のための仮設(足場、防護施設等)が精度良く施工され、適切に維持管理されている。 |
| | | | | その他() |

1 建築工事(新築・改築)

(躯体工事)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|------------------------------|
| 1 | | | | 品質管理方法が明確で品質確保に努めている。 |
| 2 | | | | 施工計画書等に定められた品質計画書により管理されている。 |
| 3 | | | | 材料の品質証明が適切である。 |
| 4 | | | | 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 |
| 5 | | | | 不可視部分の写真記録が適切である。 |

(仕上工事)

不要 YES NO

- | | | | | |
|----|--|--|--|----------------------------|
| 6 | | | | 品質管理方法が明確で品質確保に努めている。 |
| 7 | | | | 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 |
| 8 | | | | 材料の品質管理が適切である。 |
| 9 | | | | 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 |
| 10 | | | | 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 |

1 建築工事(改造・改修)・屋外整備工事・建築関係専門工事[解体工事を除く]

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|-----------------------------|
| 1 | | | | 品質管理方法が明確である。 |
| 2 | | | | 施工計画書等に定められた品質計画により管理されている。 |
| 3 | | | | 材料の品質証明が適切である。 |
| 4 | | | | 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 |
| 5 | | | | 品質・形状が適切で良好な施工である。 |

1 建築工事(解体)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 1 | | | | 施工計画において、分別解体の方法・手段が明確に表現されている。 |
| 2 | | | | 建設副産物が現場内において、適切に分類・整理されている。 |
| 3 | | | | 交通誘導員を適切に配置し、工事用車両出入口付近の安全確保に努めている。 |
| 4 | | | | 現場付近における歩行者の安全通行の確保が適切になされている。 |
| 5 | | | | 騒音規制法、振動規制法により定められた基準値及び時間帯の範囲内で、適切に工事が行われている。 |
| 6 | | | | 粉塵等の飛散防止のため、散水等を適切に行っている。 |
| 7 | | | | 工事範囲外の部分に生じた汚損の復旧が迅速に行われている。 |
| 8 | | | | その他() |

1 植栽工事

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 1 | | | | 植栽用客土は植物の生育に適した(小石、ゴミ、雑草等を含まない)良質土を使用している。 |
| 2 | | | | 活着の管理が適正に行われている。 |
| 3 | | | | 樹木等に損傷等がなく、保護養生が適切に行われている。 |
| 4 | | | | 樹木等の生育に害がある物は除去されている。 |
| 5 | | | | 余剰枝の剪定、整枝、その他必要な手入れが行われている。 |
| 6 | | | | 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 |
| 7 | | | | 不可視部分の写真記録が適切である。 |

1 電気設備工事(電気設備、昇降機設備、構内交換機設備、テレビ電波障害防除工事等)

(機材)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 1 | | | | 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 |
| 2 | | | | 製造所による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 |

(施工)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------------|
| 3 | | | | 品質計画による品質管理記録が整備されている。 |
| 4 | | | | 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 |
| 5 | | | | 施工完了時の試験及び記録が適切である。 |
| 6 | | | | 機能の適切性が確認できる、試験運転等の記録が整備されている。 |
| 7 | | | | 不可視部分の写真記録が適切である。 |

1 機械設備工事(空調設備、給排水衛生設備、ガス、さく井、尿尿浄化槽等)

(機材)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|---|
| 1 | | | | 機材の品質及び形状が、設計図書に適合する証明書、承諾書、検査合格書等が整備されている。 |
| 2 | | | | 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書、承諾書、検査合格初等が整備されている。 |

(施工)

不要 YES NO

- | | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------------|
| 3 | | | | 品質計画による品質管理記録が整備されている。 |
| 4 | | | | 施工に品質及び形状が適切で良好な施工である。 |
| 5 | | | | 施工完了時の試験及び記録が適切である。 |
| 6 | | | | 機能の適切性が確認できる、試験運転等の記録が整備されている。 |
| 7 | | | | 不可視部分の写真記録が適切である。 |

1 建築工事(新築・改築)

不要 YES NO

- | | | | |
|---|--|--|-------------------------------------|
| 1 | | | きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 |
| 2 | | | 既存部分や関連設備との調整がなされ、全体に調和が良い仕上である。 |
| 3 | | | 使い勝手や使用者に対する配慮が適切である。 |
| 4 | | | 仕上がりの状態が良好である。 |
| 5 | | | 全体的な美観が良好である。 |

1 建築工事(改造・改修)・屋外整備工事・建築関係専門工事[解体工事を除く]

不要 YES NO

- | | | | |
|---|--|--|-------------------------------------|
| 1 | | | きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 |
| 2 | | | 既存部分や関連設備との調整がなされ、全体に調和が良い仕上である。 |
| 3 | | | 使い勝手や使用者に対する配慮が適切である。 |
| 4 | | | 仕上がりの状態が良好である。 |
| 5 | | | 全体的な美観が良好である。 |

1 建築工事(解体)

不要 YES NO

- | | | | |
|---|--|--|--|
| 1 | | | 敷地の整地が良好である。 |
| 2 | | | 敷地周辺隣地との取り合いが良好である。 |
| 3 | | | 既存施設の部分復旧の仕上がりが良い。(残存する施設がない場合は不要とする。) |
| 4 | | | 敷地周辺で解体工事の影響によるほこり、汚れ等が見当たらない。 |
| 5 | | | 地中部分の撤去状況が適切である。 |
| 6 | | | 障害物、傷部分等の復旧状況が適切である。 |

1 植栽工事

不要 YES NO

- | | | | |
|---|--|--|---------------------|
| 1 | | | 樹木の活着状況が良い。 |
| 2 | | | 支柱の取付がきめ細かく施工されている。 |
| 3 | | | 支柱の取付が堅固である。 |
| 4 | | | 植栽帯の全体的な美観が良い。 |
| 5 | | | 仕上の状態が良い。 |
| 6 | | | 修景的美観の配慮が良い。 |
| 7 | | | 切盛土仕上がり状態が良い。 |

1 電気設備工事(電気設備、昇降機設備、構内交換機設備、テレビ電波障害防除工事等)

不要 YES NO

- | | | | |
|---|--|--|----------------------------------|
| 1 | | | きめ細やかな施工がなされている。 |
| 2 | | | 関連工事との調整がなされ、全体に調和がよくとれた仕上がりである。 |
| 3 | | | 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 |
| 4 | | | 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 |
| 5 | | | 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 |

1 機械設備工事(空調設備、給排水衛生設備、ガス、さく井、尿尿浄化槽等)

不要 YES NO

- | | | | |
|---|--|--|----------------------------------|
| 1 | | | きめ細やかな施工がなされている。 |
| 2 | | | 関連工事との調整がなされ、全体に調和がよくとれた仕上がりである。 |
| 3 | | | 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 |
| 4 | | | 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 |
| 5 | | | 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 |